

令和2年2月28日

1・2学年 生徒
保護者 様

米子北高等学校
校長 吉川 隆司

臨時休業における諸連絡について

報道等にありますように、2月27日に開催されました新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、何よりも子どもたちの健康・安全を第一に考え、多くの子どもたちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されました。このことを受け、本校といたしましては、下記の通り本年3月2日から終業式日までの間、学校保健安全法第20条に基づき臨時休業の措置をとることといたします。何卒、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 目的： 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための措置であるという趣旨を理解するとともに、人の集まる場所などへの外出を避け、基本的に自宅で過ごすように心がける。
2. 期間： 令和2年3月2日（月）～3月23日（月）までを臨時休業期間とする。
3. 連絡配信： 本校ホームページ、クラッシー、マチコミにより、定期的な連絡を行う。
生徒はできる限りクラッシーを利用し、「見ました」の確認をして下さい。
配信日： 3月6日（金）、3月12日（木）、3月19日（木）

※ 上記における臨時休業措置は現時点でのものであり、新型コロナウイルス感染における状況の変化によっては変更する場合があります。変更については上記の連絡配信方法で連絡する。

4. ご家庭にお願いしたいこと
風邪の症状、発熱が4日以上続いたり、強い倦怠感や息苦しさがあるなどの症状がでた場合は、不要不急の外出を避け、自宅での療養に努めてください。また、感染が疑われる場合は、発熱・帰国者・接触者相談センター（0859-31-9317）に相談してください。詳細は本校ホームページの「新型コロナウイルス感染症について」を確認してください。
5. 予防対策（留意事項）
 - ・ 咳エチケット（マスク着用）手洗いの励行
 - ・ 不要不急な外出は控える。
 - ・ 身体の抵抗力を高めるため、規則正しい生活習慣に努める。